

特定非営利活動法人A P L A定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人APLAという。英文名はAlternative People's Linkage in Asiaとする。なお、文書等においては、APLA /あぶらの表記も使用する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区大久保2丁目4番15号サンライズ新宿3Fに置く。

(目的)

第3条 この法人は、アジアを中心に「第3世界」と言われる地域の人々の自立的で持続可能な経済活動と地域づくりを支援し、それぞれの国・地域の人々が経済的、社会的な自立を図りながら互いに協働する関係を目指すこととする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 国際協力の活動
- (2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (3) 災害救援活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 地域の自立的持続的な農業・経済活動と社会開発プログラム・プロジェクトへの支援事業
- (2) アジアを中心とした国々・地域の人々の知恵と経験の分かち合いを促進する交流事業
- (3) この法人の活動の普及・拡大や海外の実態を知らせる為の広報・出版事業
- (4) 食・農・開発・民衆交易などに関する調査研究と政策提言などの事業
- (5) 交易を通じた自立と協働の関係を実現する為の民衆交易・フェアトレード事業
- (6) 共通の取り組みをする国内外の関係団体との協働を促進する事業
- (7) 海外の自然災害・人為的災害地域への緊急援助事業

第2章 会 員

(会員の種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員：この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体で、積極的にこの法人の活動に参画し、会費納入額及び個人・団体の別に関わらず総会における平等な議決権を有する会員
- (2) 賛助会員：この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体で、総会における議決権を有しない会員

(入 会)

第7条 会員の入会については、「法」の規定を遵守しこの法人の目的に賛同・賛助する限りにおいて、

- 特に条件を定めない。
- 2 会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書により、申し込むものとする。
 - 3 前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
 - 4 共同代表は、第2項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 事務局長の認める特別の事情を除き、書面での督促にも関わらず、定められた納入期日を過ぎ、1年半以内に会費の納入がされない場合。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会費の不返還)

第12条 既に納入した会費は、返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事5名以上15名以内
- (2) 監事1名以上2名以内

- 2 理事のうち1名以上3名を共同代表、1名を事務局長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は正会員であることとし、総会において選任する。

- 2 共同代表及び事務局長は、理事の互選とする。また、文書等に単独の代表者名を記載する場合における代表者1名についても理事の互選により選任する。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 共同代表は、共同でこの法人を代表し、合議によりその業務を総括する。

- 2 事務局長は、共同代表を補佐し、事務局における日常業務その他の実務を統括する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、補充を予定した後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が選任されていない場合に限り、定款で定められた任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長することができる。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会議

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会、理事会及び評議員会の3種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。但し賛助会員については、その出席及び意見の陳述は妨げないものとする。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更

- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任及び解任
- (7) 役員の職務
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 借入金の限度枠及び現地プログラム・プロジェクトのための投資・融資の限度額（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金、当該年度予算に計上した投融資及び外部からの新規財源と連動する投融資は除く）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) 解散における残余財産の帰属
- (11) 事務局の組織及び運営に関する重要事項
- (12) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、共同代表が招集する。

2 共同代表は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は共同代表の内の1名がその任にあたるものとする。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。但し、出席正会員の動議のあった事項についてはその過半数の賛成により議決事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもの（定款変更、合併、解散）のほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第28条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の規定の適用については出席したものみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項（暫定予算、予算の追加・更正、事務局運営、定款細則）のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 総会議決範囲内における借り入れ、現地プログラム・プロジェクトのための投資・融資の執行、及び新規の契約
- (4) 評議員の委嘱及びその終了
- (5) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 共同代表が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、共同代表が招集する。共同代表は監事、事務局員及び必要な議案関係者の陪席を求めることができる。

2 共同代表は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、共同代表のうちの1名がこれにあたる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。但し、出席理事の動議のあった事項についてはその過半数の賛成により議決事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

(評議員会の構成)

第38条 評議員会は理事会の委嘱を受けた評議員をもって構成し、その任期は特に定めない。なお、評議員は理事との兼務はしないものとする。

(評議員会の権能)

第39条 評議員会は、この法人の活動に関する事項について自由闊達な意見の交換をし、その内容を理事会に対して具申する。

(評議員会の招集)

第40条 評議員会は、共同代表が招集する。共同代表は、会員、理事、事務局員及び必要な関係者の陪席を求めることが出来る。

- 2 評議員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び協議事項を通知しなければならない。

(評議員会の議長)

第41条 評議員会の議長は、共同代表のうちの1名あるいはその指名する者がこれにあたる。

(評議員会の協議事項)

第42条 評議員会における協議事項は、第40条第2項の規定によってあらかじめ通知した事項及び出席者から提案のあった事項とする。

(評議員会の議事録)

第43条 評議員会の議事については、次の事項を記載した協議記録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 評議員総数、出席者数及び出席者氏名
- (3) 協議事項
- (4) 協議の経過及び理事会に具申すべき内容のまとめ

- 2 協議記録のまとめは事務局の責任で行うこととする。

第5章 資産

(資産の構成)

第44条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第45条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第46条 この法人の資産は、共同代表が管理し、その方法は、総会の議決を経て、共同代表が別に定める。

第6章 会計

(会計原則)

第47条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第48条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第50条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに共同代表が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第51条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、共同代表は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第52条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。なお、その場合は総会に報告をするものとする。

(事業報告及び決算)

第53条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、共同代表が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第54条 総会議決をもって定める範囲を超える借入金の借入れ、投資・出資については、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第55条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第56条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

- (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならぬ。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第57条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第58条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第59条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第60条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第61条 事務局長の任免は総会で選出された者から理事会が行う。職員の任免は、共同代表が行う。

(組織及び運営)

第62条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、共同代表が別に定める。

第10章 雜 則

(細則)

第63条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、共同代表がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員及び文書等に代表者名を単独で記載する場合の共同代表は、次のとおりとする。

共同代表	秋山 真兄	(文書等における単独での記載をする共同代表)
	疋田 美津子	村井 吉敬
事務局長	吉澤 真満子	
理事	市橋 秀夫	上田 誠
	大野 和興	鹿毛 優子
	廣瀬 康代	

監事　近藤康男

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2009年5月31日とする。

4 この法人の設立当初の評議員は、次のとおりとする。

有竹正寿	奥万里子
加地永都子	出口雅子
橋本順子	弘田しづえ
堀田正彦	堀芳江
前島宗甫	幕田恵美子
水原博子	持井啓吾

5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2009年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第50条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

7 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

年会費	正会員	個人1口	5,000円以上	団体1口	10,000円以上
	賛助会員	個人1口	5,000円以上	団体1口	10,000円以上

8 この定款の第16条は追記して変更され、2013年 9月 4日から施行する。

9 この定款の第40条、第59条は追記して変更され、2018年 12月 12日から施行する。

10 この定款の第12条、第22条、第44条、第50条、第51条、第53条、第55条は追記して変更され、2019年8月 14日から施行する。